

令和 7 年度おかやまグリーン成長支援事業業務の委託に関する参加意思確認及び
提案を求める公告

令和 7 年度おかやまグリーン成長支援事業業務の委託に当たって、本業務を受託する者は、県内企業のニーズ・シーズや動向に精通し、産学官の連携等による企業支援に関して豊富な知見を有していることに加え、個社の利益に囚われず広く県内産業の振興のために活動することが求められることから、公益財団法人岡山県産業振興財団を相手方に随意契約手続を行う予定としているが、他に資格を満たすと認められる者がある場合は、契約の相手方を別途審査により決定するため、本委託業務の実施を希望する他の者の有無を確認し、提案を求める公募を実施する。

なお、本事業は、県の令和 7 年度当初予算の成立をもって効力が発生する停止条件付事業であるため、予算が成立しない場合は、この手続きに関わる一切についていかなる効力も発生しない。また、本事業の財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、当該国庫支出金の予算措置がなかった場合は、業務の内容や委託限度額を変更する場合がある。

令和 7 年 3 月 3 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 公募及び提案に付する事項

- (1) 業務名 令和 7 年度おかやまグリーン成長支援事業業務
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 契約締結時期 令和 7 年 4 月 1 日

2 公募及び提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 9 その他、小分類 4 研修業務」であり、格付区分が A であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 県内ものづくり企業の現状に精通し、豊富な知見に基づき対象企業に必要かつ具体的な支援が行えること。
- (10) 産学官の各機関との連携及び調整がスムーズにできる体制を整えていること。
- (11) 過去2年の間に国（他の地方公共団体を含む。）又は県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行していること。

3 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部産業振興課 成長支援班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁 8階

TEL：086-226-7379

FAX：086-224-2165

メールアドレス：sangyo@pref.okayama.lg.jp

4 参加手続等

(1) 業務委託実施説明書及び業務委託仕様書の配布期間等

ア 配布期間 令和7年3月3日（月）から令和7年3月19日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

イ 配布場所 上記3の場所に同じ

なお、岡山県産業労働部産業振興課ホームページからダウンロードできる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>）

(2) 参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 令和7年3月3日（月）から令和7年3月13日（木）まで（休日を除く）の午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）によることとし、提出期間内に必着とすること。

(3) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

上記（2）の申請書を提出した者の参加資格については、岡山県産業労働部内に設置する審査会で審査し、不適合と認められた者にはその旨を書面により通知する。こ

の通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

5 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

- ア 受付期間 令和7年3月3日(月)から令和7年3月21日(金)まで(休日を除く)の午前9時から午後5時まで。
- イ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)によることとし、提出期間内に必着とすること。

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容について別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

6 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。
- (4) 業務の詳細は、令和7年度おかやまグリーン成長支援事業業務委託仕様書による。
- (5) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。